

第3章 プランの内容

基本方向 1 子育てを支える

基本施策 1－1 妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援

（施策の概要）

出産時の母親の年齢は高齢化が進んでいるとともに、本市の人口千人当たりの死産率は、全国平均を上回る状況が続いています。子どもの発育・発達についての保護者の関心は高く、ニーズ調査によれば、子どもに関する悩みとして、「子どもの発育・発達に関すること」を回答した割合が、就学前児童を持つ保護者においては、平成20年度調査時の22%から平成25年度調査時34%へ上昇しています。

そのため、乳幼児健康診査受診率の向上や各種相談・指導等の取組とともに、健診受診後、医療機関等と連携し、子育て中の保護者の認識状況や子どもの心身の状況に応じた多様な受け皿づくりを進めることが必要です。

また、全国的に小児科医が不足している中、本市において小児医療を受けることができる環境を維持していくためにも、医療機関の利用の仕方なども含め、子育て中の保護者に対する子どもの健康等についての理解を促す取組や、不妊に悩む市民に対して、必要な支援を行うことも必要です。

（施策展開の視点）

旭川市子ども条例において、本施策に関連する保護者の役割として、次のとおり規定しています。施策の展開に当たり、保護者がその役割を担うことができるよう個別事業を実施します。

第5条 保護者の役割
1 保護者は、子どもの育成に責任を有することを自覚し、愛情を持って子育てを行い、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。

（施策の展開）

主要事業 1 妊婦健康相談・診査の推進

妊産婦の心身の不安を軽減するとともに、異常を早期に発見し医療等につなげることで、安全に妊娠期を過ごし、出産できる環境づくりを推進します。

取組の内容	主な取組
健康状況や家庭環境の把握に努め、きめ細かな指導を行います。	・ 各種健康相談の実施 ・ 訪問指導の実施
妊娠中の異常を早期に発見し、医療等につなげます。	・ 妊婦健康診査の受診率の向上

主要事業2 親となることの準備支援

親となることの様々な不安を軽減するとともに、自覚を促すための取組を行います。

取組の内容	主な取組
母子健康手帳交付時等、子どもの成長や子育てについての保護者の理解促進を図ります。	・各種サークル活動など子育てに係る仲間づくりの支援 ・親になることの自覚を促すための各種講習の実施 ・子育てに係る父親の積極的な参加を促す取組 ・初孫を迎える祖父母等への取組

主要事業3 不妊対策の推進

不妊に悩む市民の相談に対応し、悩みを和らげるとともに、不妊治療に係る支援を行います。

取組の内容	主な取組
医療機関と連携し、不妊対策に係る支援を行います。	・不妊及び不妊治療に係る情報提供の実施 ・不妊治療に係る助成

主要事業4 母子保健・医療体制の充実

医療機関等と連携し、乳幼児や妊婦について疾病の予防や異常の早期発見、早期対応に努め、子どもの健康と発育を支援する体制を充実します。

取組の内容	主な取組
健康状況や家庭環境の把握に努め、妊産婦に対して、きめ細かな指導を行います。	・各種健康相談の実施 ・訪問指導の実施
乳幼児の異常を早期に発見し、適切な指導や支援を行います。	・乳幼児健康診査の受診率の向上
親自身に対して子どもの健康や医療について理解促進を図ります。	・各種健康診査や講座等を通じた普及啓発の実施 ・かかりつけ医の普及啓発の実施
よりの確な支援の提供に向けて、支援する側の職員や関係者に対するスキルアップを図ります。	・各種研修の実施

主要事業5 乳幼児健診受診後の支援体制の構築

医療機関等と連携し、子育て中の保護者の認識状況や子どもの心身の状況に応じた多様な受け皿づくりを進めます。

取組の内容	主な取組
医療機関等と連携し、保護者や子どもの心身の状況に対応した支援を行います。	・乳幼児健診実施時期の見直し ・親子教室の実施 ・各種専門性を有する職員による助言等の実施

基本施策 1-2 子育てに関する多様な不安を和らげるための支援

(施策の概要)

ニーズ調査によれば、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、子育てに関する不安感について、「非常に不安を感じている」及び「なんとなく不安を感じている」を回答した割合が、平成20年度調査時から減少していますが、不安感の個別の内容を見ると、「子どもとの接し方に自信が持てない」を回答した割合が、就学前児童を持つ保護者が15%、小学校児童を持つ保護者においては13%となっており、いずれも平成20年度調査時から増加しています。

さらに、各種相談窓口における相談件数も増加傾向にあり、家庭児童相談の対応状況を見ると、相談者1人当たりの相談件数が平成21年度3回から平成25年度4回へと増加傾向にあるなど、相談内容の多様化や深刻化が生じています。

そのため、地域における支援体制の充実のほか、関連する相談業務の集約や専門性を有する職員の配置等による相談支援体制の強化を図るとともに、就学前児童を持つ保護者に対して就学後など将来を見据えた情報提供や助言を行うなどの取組が必要です。

また、家庭は、子どもの育ちにとって基本となる場所であり、子どもの人格形成の基礎を養うとともに、社会の中で生きていくために必要な力を身に付ける場であることから、子どもの育ちにとって家庭の大切さとともに子どもの成長に喜びを感じることができるよう、保護者に対する子どもの成長段階に応じた学習機会の提供等が必要です。

(施策展開の視点)

旭川市子ども条例において、本施策に関連する保護者の役割として、次のとおり規定しています。施策の展開に当たり、保護者がその役割を担うことができるよう個別事業を実施します。

第5条 保護者の役割	
1	保護者は、子どもの育成に責任を有することを自覚し、愛情を持って子育てを行い、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。
2	保護者は、子どもが社会の一員として必要な規範意識を身に付けることができるよう努めるものとする。

(施策の展開)

主要事業 1 相談支援体制の充実

関連する相談業務の集約や専門性を有する職員の配置等のほか、市民の利便性の向上につながるよう開設時間や運用上の工夫を行うなど、相談支援体制を充実します。

取組の内容	主な取組
相談支援体制を充実します。	・(仮称)総合子ども・教育センターの整備 ・利便性向上に向けた利用時間や相談手法の検討 ・地域における相談支援機能の充実

主要事業2 子育てに係る情報提供機能の充実

必要とする情報を入手しやすい環境づくりとともに、子どもの成長段階や将来を見据えた情報提供や助言を行います。

取組の内容	主な取組
子育てに関する情報を集約し、様々な媒体で提供します。	・子育てガイドブックの作成 ・ホームページの内容充実 ・地域子育て支援センター等、地域における情報発信機能の充実 ・障害を持つ保護者に対する情報提供機能の充実
市の施策等について積極的な情報提供を進めます。	・本市の施策についての広報の充実

主要事業3 家庭教育活動の充実

親に対して、家庭教育の重要性や子どもの成長についての理解を促進し、子どもが健やかに成長できる家庭環境づくりを推進します。

取組の内容	主な取組
子どもの成長段階に応じた家庭教育の充実に努めます。	・家庭教育に係る相談業務の実施 ・公民館における家庭教育講座の実施
学校や地域での活動を支援し、身近なところで仲間づくりや情報交換ができる機会の充実に努めます。	・自主学習グループの支援及び育成
子どもの成長段階に応じた食育について親に対して理解促進を図ります。	・子どもの成長段階に応じた食育について学ぶ機会の充実

基本施策 1-3 子育てに関する経済的支援

(施策の概要)

市民一人当たりの所得は、全国や北海道と比べて低い額で推移しており、ニーズ調査においても、家庭のことに関する悩みとして「子育ての出費がかさむ」を回答した割合が、就学前児童を持つ保護者 32%、小学校児童を持つ保護者が 42%と、いずれも高い割合となっています。

そのような状況を踏まえ、市独自に認可保育所保育料の負担軽減や子ども医療費の助成内容の充実に取り組んでいますが、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりを進めていくためには、引き続き、子育てに関する経済的負担の軽減策の充実に取り組むことが必要です。

(施策展開の視点)

子どもの就園及び就学、子どもの健康、子どもの家庭環境の安定を柱として、経済的支援の充実に取り組みます。同時に、支援の充実を図ることを基本としながら、より効果的な取組となるよう関連事業の見直し等を進めます。

(施策の展開)

主要事業 1 就園及び就学に係る負担軽減策の充実

保育や教育に係る経済的負担の軽減により、子どもの就園や就学の機会の確保に努めます。

取組の内容	主な取組
就園や就学に関する経済的負担の軽減策を実施します。	・ 各種負担軽減措置の実施 ・ 学用品費等の支給 ・ 就学に必要な資金の貸付

主要事業 2 子どもの医療費等の負担軽減策の充実

子どもの医療費等の負担軽減により、子どもの健やかな成長を健康面から支援します。

取組の内容	主な取組
子どもの医療費や出産時の費用負担の軽減策を実施します。	・ 子どもの医療費の負担軽減措置の実施 ・ 助産施設への入所

主要事業 3 子どもの家庭環境の安定に向けた支援

各種手当の支給等により、子どもの家庭環境の安定に向けて支援します。

取組の内容	主な取組
各種手当の支給等により、子どもの家庭環境の安定化に取り組めます。	・ 各種手当の支給 ・ 各種資金の貸付

主要事業４ 経済的支援に係る効果的な取組の検討及び実施

限られた財源を効果的に活用するため、効果的な取組について調査研究し、実施に向けて検討を進めます。

取組の内容	主な取組
経済的支援に係る効果的な取組について調査研究し、実施に向けて検討を進めます。	・関連事業の効果等の検証及び利用者負担の考え方等についての検討及び実施 ・国等に対する制度創設に係る提案・要望等の実施

基本施策 1-4 乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援

（施策の概要）

乳幼児期は、人格形成の基礎を養い、社会性を学ぶ貴重な時期であることから、保育や幼児教育環境の充実が必要です。

また、本市の就学前児童数は減少していますが、特に、保育に関するニーズが高く、認可保育所において待機児童が生じています。その一方、認可外保育施設や幼稚園においては、定員割れが生じており、就学前児童の保育及び教育に関する施設の総定員数で見ると、余裕が生じています。そのため、既存施設を活用して、保育に関する供給量の拡大を図り、需要と供給のバランスの確保を図ることが必要です。

就学前児童を持つ保護者においても、「子どもの教育」に関する関心は高く、ニーズ調査によれば、子どものことに関する保護者の悩みとして「子どもの教育に関すること」を回答した割合が、平成25年度42%となっています。そのため、関係者が連携し、スムーズに小学校生活がスタートできるよう家庭に対する助言等を行うことが必要です。

（施策展開の視点）

旭川市子ども条例において、本施策に関連する育ち学ぶ施設の関係者の役割として、次のとおり規定しています。施策の展開に当たり、育ち学ぶ施設の関係者がその役割を担うことができることも考慮しながら個別事業を実施します。

第7条 育ち学ぶ施設の関係者の役割

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが集団生活を通して、豊かな人間性及び社会性を育み、健康及び体力並びに自ら学び考える力を高めることができるよう努めるものとする。

（施策の展開）

主要事業 1 保育環境の充実

乳幼児期は、人格形成の基礎を養い、社会性を学ぶ貴重な時期であることから、保育環境の充実に努めるとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援に向けて、保育ニーズへの対応に努めます。

取組の内容	主な取組
子どもの日常生活の場である保育環境を充実します。	・ 保育環境の充実 ・ 保育士に対する研修支援
既存施設を活用し、子どもを預けられる場所を確保します。	・ 認可外保育施設に対する認可施設への移行支援 ・ 認定こども園への移行支援
各種保育サービス等の提供により、保護者の多様な就労形態やニーズに対応します。	・ 特別保育事業の実施 ・ 預かり保育の実施

主要事業 2 幼稚園における教育環境の充実

幼稚園における教育環境の充実に努めるとともに、関係者と連携し、小学校における教育につなげます。

取組の内容	主な取組
幼稚園における教育環境を充実します。	・幼稚園教諭等に対する研修支援
家庭、保育所、幼稚園、小学校等が連携し、スムーズに小学校生活がスタートできるよう支援します。	・保護者や子どもの小学校行事への体験機会の提供 ・関係者間の連携支援

基本施策 1-5 ひとり親家庭への支援

（施策の概要）

ニーズ調査によれば、特に母子家庭において、前回調査時と比べて、二人親家庭に比べて高い割合で悩みや不安感が生じている項目が増えており、特に、「子どもを叱りすぎている気がする」を回答した割合は、就学前児童を持つ母子家庭において、平成20年度41%から平成25年度60%へと大きく増加しています。

また、「自分の子育てについて、親族・近隣の人、職場など、まわりの見目が気になる」を回答した割合も、就学前児童を持つ母子家庭及び小学校児童を持つ母子家庭のいずれにおいても増加しています。

父子家庭については、母子家庭と比べて経済的基盤は安定していますが、悩みや不安感の内容を見ると、「子どもの教育に関すること」や「地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよく分からない」などが、二人親家庭に比べて高い状況にあります。

そのため、母子家庭については、経済的基盤が不安定であることから、その基盤の安定化を図る取組とともに、子育ての孤立感の解消を図るための取組を進めるほか、父子家庭については、子育てに関する手続きや必要とする情報を入手しやすい環境づくりに取り組むなど、家庭の置かれた状況に応じた取組を実施していく必要があります。

（施策展開の視点）

旭川市子ども条例は、家庭環境や障害の有無等にかかわらず、全ての子どもが夢や希望を持てる環境を実現することを目指しています。そのため、ひとり親家庭の子どもについても、家庭環境の安定に向けた必要な支援を通じて、その実現に取り組みます。

（施策の展開）

主要事業 1 多様な情報の効率的な提供

必要とする情報を効率的に入手することができるよう、情報提供の方法やその内容について充実します。

取組の内容	主な取組
関連する情報を集約し、様々な媒体で提供します。	・ ホームページの内容充実 ・ 関係各課と連携した情報提供
相談支援体制を充実します。	・ 各種相談業務の充実

主要事業2 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭の保護者に対する家事や育児の負担軽減を図ります。

取組の内容	主な取組
家庭での子育てや生活を支援するサービスを充実します。	・子どもの一時預かり ・支援員の派遣による家事援助等の実施
子どもの学習機会の充実を図ります。	・ボランティアの関わりのもと、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の実施

主要事業3 就業支援の充実

安定した収入が得られるよう資格や技能取得を支援するとともに、子育てと仕事の両立支援に係る制度を充実します。

取組の内容	主な取組
資格や技能取得に係る費用の軽減策を実施します。	・給付金及び貸付の実施
就業に向けた相談及び個々の状態に応じた支援をします。	・母子家庭等就業・自立支援センターの充実
子育てと仕事の両立を支援します。	・認可保育所等及び留守家庭児童会における受入促進

主要事業4 養育費の確保と経済的支援の充実

養育費の確保と、経済的支援を通じて、子どもの日常生活環境の安定に取り組めます。

取組の内容	主な取組
養育費の取り決め等に関する相談機能の充実を図ります。	・関係機関と連携し、養育費に関する相談機能の充実を図ります
経済的負担の軽減や手当の支給により経済的環境の安定に努めます。	・ひとり親家庭の子ども及び保護者に係る医療費の負担軽減措置の実施 ・各種手当の支給等

基本方向２ 子どもの育ちを支える

基本施策２－１ 社会的自立に向けた教育環境等の充実

（施策の概要）

学校が楽しいと思う児童生徒の割合は、平成１９年度８１．０％から平成２５年度８５．３％へと高くなっていますが、不登校児童生徒数は２００人前後で推移しています。また、新規高校卒業者の就職内定率は、平成２６年３月末で９４．９％と次世代前期計画及び次世代後期計画の期間内において最も高い割合となっていますが、新規学校卒業者の在職期間別の離職状況を北海道と全国で比較すると、高校及び大学のいずれにおいても、特に、１年目において離職する割合について北海道が高い状況にあります。

国の調査によれば、家庭生活や学校生活に楽しさを感じている小中学生の割合は増加傾向にあります。特に、中学生においては、悩みや心配なことを感じている割合が増加しており、「過去の失敗をくよくよ考えることがある」、「ものごとに集中できない」等についても回答割合が増加しているとともに、「自分に自信がある」を回答した割合が減少しています。

そのため、社会的・職業的自立に向けて、学童期から思春期の子どもに対して、関係者が連携し、その成長期ごとの特性に応じた教育環境の充実や相談等の支援を行うことが必要です。

（施策展開の視点）

旭川市子ども条例において、育ち学ぶ施設の関係者の役割として、次のとおり設定しています。施策の展開に当たり、育ち学ぶ施設の関係者がその役割を担うことができることも考慮しながら関連事業を実施します。

第７条 育ち学ぶ施設の関係者の役割

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが集団生活を通して、豊かな人間性及び社会性を育み、健康及び体力並びに自ら考える力を高めることができるよう努めるものとする。

(施策の展開)

主要事業 1 小学校、中学校、高校における教育環境の充実

健やかに成長しながら、夢や目標に向かって取り組んでいける環境づくりに努めます。

取組の内容	主な取組
施設や教育教材の整備により、児童生徒が安全で安心して学ぶことができる環境を充実します。	・小中学校施設の整備 ・教材及び設備の整備 ・教職員研修の支援
相談体制を充実し、児童生徒の悩みや不安に対して、指導や助言を行います。	・相談支援体制の充実
給食等の機会を通じて、食習慣の定着に努めます。	・学校における食に関する指導の充実 ・子ども自身が調理を体験し学ぶ機会の充実

主要事業 2 思春期における健全育成に資する取組の充実

子ども自身のストレスを親や学校が理解し、必要な助言や指導につなげ、多感な時期を心身ともに健康に過ごせる環境づくりを推進します。

取組の内容	主な取組
子どもに対して健康や社会のルールについての正しい知識の理解促進を図り、自ら健康を管理する能力を高めます。	・学校保健の充実 ・道徳教育の充実 ・飲酒・喫煙や性感染症等についての情報の提供と防止に向けた啓発活動
親や学校など関係者が子どもの持つストレスを理解し、相談しやすい環境づくりに努めます。	・家庭教育の充実 ・学校における相談体制の充実 ・（仮称）総合子ども・教育センターの整備

主要事業 3 若年者の雇用環境の充実

関係機関と連携し、新規高校卒業者等の就職支援に取り組むとともに、若年者の就業に必要な基礎能力の開発・向上を支援します。

取組の内容	主な取組
地元企業と連携し、新規採用者の拡大に努めるとともに、企業説明会の開催などを行います。	・地元企業への新規採用枠確保要請活動の実施 ・企業見学会、企業説明会の開催
就職が円滑に進むよう若年者の能力開発・向上を支援します。	・就職に必要な基礎能力の開発・向上につながる各種講座等の実施

基本施策２－２ 子どもの安全な日常生活環境の整備

（施策の概要）

子どもが関係している旭川市内の交通事故の件数は減少傾向にあり、平成１７年と平成２５年を比較すると、１８２件から９９件へと大幅に減少しており、その内訳を見ると自転車乗車中のものが５５件となっています。子どもが犯罪の被害にあった状況を見ると、北海道で福祉犯（少年の福祉を害する犯罪）の被害にあった子どもが平成１７年の３２０人から平成２４年の２５６人へと、大きく減少しています。また、旭川中央警察署及び旭川東警察署管内における刑法犯少年は、平成１７年の３９８人から平成２４年の１５３人へと大きく減少しているものの、年齢別の内訳を見ると、１４歳未満の者が占める割合が、平成１７年１２．１％から平成２４年の２２．９％へと上昇しているなど、低年齢化が進んでいます。

そのため、家庭や学校、地域や警察等が連携して、子ども自身が交通ルールについて学ぶことも含めて交通安全に関する取組や子どもを犯罪の被害にあうことから守るとともに、被害にあった子どもや非行少年等の立ち直り支援に取り組むことが必要です。

ニーズ調査によれば、子どもが安心して遊べる環境としての保護者の満足度は向上していますが、特に、就学前児童を持つ保護者については、行政サービスへの要望として「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」を回答した割合が最も高い状況にあります。

そのため、各種公園等、身近なところで乳幼児連れの親子が過ごせる場所の整備や、民間施設と連携して利用しやすい環境づくりを推進することが必要です。

（施策展開の視点）

子どもにとって、地域は子どもの社会性を育む場であり、子どもが多様な経験をし、学ぶ上で重要な役割を担っていることを踏まえ、子どもの日常生活環境の安定に取り組みます。

（施策の展開）

主要事業１ 交通安全対策の推進

子ども自身が交通安全について学ぶとともに、大人も子ども特有の行動等を理解し、子どもに係る交通事故の減少に努めます。また、歩道や交通安全標識、スクールゾーンなどを整備し、安全な道路環境づくりに取り組みます。

取組の内容	主な取組
交通安全について、学ぶ機会の充実や意識啓発に努めます。	・ 幼児や小中学生に対する交通安全教室の実施 ・ 高校生及び運転手に対する交通安全意識の啓発
安全な道路環境づくりに取り組みます。	・ スクールゾーンの整備 ・ 交通安全施設の整備

主要事業2 少年犯罪の防止と犯罪等の被害から守るための活動の推進

子ども自身が身の回りの危険を正しく理解するとともに、地域全体が子どもを見守る意識を持ち、子どもの安全な生活環境の実現に取り組みます。また、警察等と連携し、子どもを取り巻く社会環境の健全化に取り組みます。

取組の内容	主な取組
地域と連携し、子どもを犯罪から守るとともに非行の防止に努めます。	・地区市民委員会の活動支援 ・街頭補導活動、各種パトロール活動の実施 ・子どもの緊急避難場所の設置
警察等と連携し、子どもを取り巻く社会環境の健全化に努めます。	・非行少年等に対する立ち直り支援、居場所づくり ・社会環境の健全化に係る各種取組

主要事業3 子どもの日常生活環境の整備

子育てに配慮した市営住宅の整備や乳幼児連れの親子が外出しやすい環境づくりに取り組みます。

取組の内容	主な取組
子育てに配慮した住環境の整備を進めます。	・子育てに適した住宅の検討 ・子育てに配慮した市営住宅の整備
妊婦や親子連れで利用しやすい日常生活環境の整備を進めます。	・各種公園や緑地の整備 ・企業等と連携した妊婦や親子連れで利用しやすい店舗の普及促進

基本施策２－３ 援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進

（施策の概要）

特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数は増加傾向にあり、平成１９年度７６３人から平成２５年度１，３０７人へと６年間で５４４人増加しているほか、こども通園センターにおいては平成２３年度に移転拡充し、定員拡大を行っていますが、療育を必要とする子どもの増加により、対応能力に限界が生じつつあります。また、ニーズ調査によれば、子どもに関する不安として「子どもの発育・発達」を回答した割合が就学前児童を持つ保護者が３４％、小学校児童持つ保護者では１７％と、いずれも前回調査時に比べて増加しています。そのため、子どもの心身の状況や保護者の理解の状況に応じた多様な子育て支援や療育の受け皿を確保することが必要です。

全国的に児童虐待の件数が増加傾向にあり、平成２５年度に旭川市家庭児童相談室で受けた件数も、次世代前期計画及び後期計画期間内で最も多い７０件となっています。子どもが健やかに成長できる環境とするためにも、児童虐待の防止と発生時の早期対応のほか、虐待が明らかになった後の、子どもや保護者に対する支援が大切であり、これらに対して総合的に対応する体制を関係機関や地域と連携し、構築することが必要です。

また、国においては、若年無業者、ひきこもり、不登校等の子ども・若者の抱える問題の深刻化に対応するため、平成２２年４月に子ども・若者育成支援推進法が施行され、さらに、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するため、平成２６年１月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されています。

本市においては、これらの課題に対して、基本施策ごとに関連する取組を行っていますが、今後、実態の把握と取組の効果について検証し、効果的な取組について検討を進めていくことが必要です。

（施策展開の視点）

旭川市子ども条例は、家庭環境や障害の有無等にかかわらず、全ての子どもが夢や希望を持つことを基本としています。そのため、本施策においては、特に、旭川市子ども条例の趣旨等を意識し、個別事業を実施します。

(施策の展開)

主要事業 1 発達支援を要する子どもへの育成支援

子どもの心身の状況や希望に応じた指導や療育，教育が受けられる体制の充実に努めるとともに，経済的な支援や日常生活の支援により，子どもの日常生活環境の安定に努めます。

取組の内容	主な取組
発達支援を要する子どもの早期発見から，子どもの心身の状況や本人及び家族の希望に応じた指導や療育，教育が受けられる環境まで，総合的に対応できる体制を充実します。	・子どもの成長段階に応じた相談・支援体制の充実 ・民間事業者と連携した多様な療育の機会の充実 ・保育等における受入拡大 ・特別支援教育の充実 ・個別事業間や関係機関との連携強化
経済的な支援や日常生活の支援により，生活環境の安定を図ります。	・各種手当等の支給 ・日常生活に係る支援

主要事業 2 児童虐待防止対策等の充実

関係機関や地域と連携し，児童虐待の防止と早期発見，早期対応及び子どもと家族への支援に取り組み，子どもが健やかに成長できる家庭環境づくりを推進します。

取組の内容	主な取組
児童虐待の防止と，発生時の迅速な対応と支援に努めます。	・関係機関と連携し総合的な支援体制の構築を図ります
子どもからのＳＯＳを直接受け，必要な支援を行います。	・（仮称）総合子ども・教育センターと子どもに関わる各種施設との連携を図ります

主要事業 3 社会問題への対応

子どもに関する社会問題に対して，本市の状況についての実態把握に努めるとともに，支援策等の内容について検討を進めます。

取組の内容	主な取組
若年無業者，ひきこもり状態の青少年の実態把握と支援策の検討。	・関係機関と連携し，実態把握と支援策等の検討
子どもの貧困問題に対する取組の検討。	・関係機関と連携し，実態把握と支援策等の検討

基本方向3 子どもの主体性を育む

基本施策3-1 子どもの主体性を育む

(施策の概要)

子どもが、夢や希望を抱きながら様々な交流や活動をし、挑戦することを通して、優しさやたくましさを育むことにより自ら未来を切り開く力を養い、さらには、このことが活力のあるまち、いつまでも住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

そのため、保護者の役割を補いながら、市民全体が子どもの育ちを支えるという視点で、子どもの日常生活の中で、夢や希望を抱きながら様々な交流や活動ができる子どもの居場所づくりを推進します。

(施策展開の視点)

旭川市子ども条例において、本施策に関連する多様な経験及び学びの機会の提供として、次のとおり規定しています。施策の展開に当たり、これらを考慮しながら個別事業を実施します。

第12条 多様な経験及び学びの機会の提供
1 市は、子ども同士の交流並びに多様な経験及び学びの機会の充実を図るため、子ども及び青年によって構成される団体の活動の支援に努めるものとする。
2 市は、子どもの自然体験活動、文化芸術活動等への参加機会の提供に努めるものとする。
3 市は、子どもが社会の一員として自立する上で必要な社会体験活動の促進に努めるものとする。

(施策の展開)

主要事業1 放課後の居場所づくり

身近な場所で、子どもが多様な活動をすることができる場の確保に取り組みます。

取組の内容	主な取組
集団の中で社会性を学びながら主体的に活動できる場の確保に取り組みます。	・児童館等の整備及び運営 ・留守家庭児童会等放課後児童健全育成事業の充実 ・各種公共施設を活用した取組 ・関係部局と連携し、放課後子ども総合プランについての手法等を検討

主要事業2 子ども及び青少年活動の支援

子ども及び青年によって構成される団体活動への支援により、子ども同士の交流、多様な経験及び学びの機会の充実を図ります。

取組の内容	主な取組
子ども及び青年によって構成される団体活動を支援します。	・ 各種団体活動の支援
異年齢の子どもや青年との交流機会の充実に努めます。	・ 各種団体のネットワーク化 ・ 北彩都子ども活動センターの整備

主要事業3 多様な活動・体験機会の提供

多様な活動や体験機会の充実により、子どもの個性や創造性を伸ばすことができる環境づくりを推進します

取組の内容	主な取組
地域における各種スポーツ活動や自然環境に係る活動を支援します。	・ 地域活動への支援
各種体験事業の充実に努めます。	・ 各種体験事業の実施 ・ 親子や家族のつながりを深める交流活動の推進
想像する楽しみを感じるとともに自ら考え表現する能力や豊かな想像力を養うため、子どもの読書活動を推進します。	・ 図書館等における子ども向け本の充実 ・ 読み聞かせボランティア団体の活動支援 ・ 学校図書館環境の充実
子どもが参加できる各種事業など、子ども向けの情報提供の内容等を充実します。	・ 小中高校生向けホームページ等の作成 ・ 児童館等地域の拠点施設における情報提供の充実

基本施策３－２ 社会の一員としての意識を育む

（施策の概要）

少子化や核家族化の進展，地域連帯意識の希薄化等により，子どもが，人との関わりの中で，愛情を受け，社会の一員としての意識を育む機会が少なくなっています。

そのような中，児童虐待件数が増加傾向にあるほか，いじめ・不登校など，学校における集団生活における適応や大人への移行にスムーズに対応しきれない子どもも生じています。

これらの子どもに対して，大人が主体となった支援とともに，大人の見守りのもと，子ども自身が可能性を発揮し，自ら学んだことを糧として生きていくことができるよう主体的に学び，活動できる環境の実現に向けて，家庭はもとより，地域や育ち学ぶ施設の関係者など，市民全体で取り組むことが必要です。

（施策展開の視点）

旭川市子ども条例において，大人の役割として，次のとおり規定しています。施策の展開に当たり，これらを考慮しながら個別事業を実施します。

第４条 大人の役割
１ 大人は，子どもの年齢及び心身の発達段階を踏まえながら，その育ちを支えるよう努めるものとする。
２ 大人は，子どもへの愛情を通して，子どもが自分を大切にし，自己肯定感を高めることができるよう，また，他者を大切にする心を育むことができるよう努めるものとする。
３ 大人は，子どもが夢や希望を持ち，自ら考え，行動することができる力を育むために，子ども同士の交流並びに多様な経験及び学びが重要であることを理解し，これらの機会の提供に努めるものとする。

また，主体性や社会の一員としての意識を育むため，自らの意見を発言するとともに他者の意見を聴くことを学ぶ機会の提供が大切です。そのため，旭川市子ども条例において，次のとおり規定しており，施策の展開に当たり，考慮することが必要です。

第１３条 子どもの意見表明の機会の提供
市は，子どもの主体性及び自律性を育むとともに，子どもの意見を子どもが健やかに育つ環境づくりの推進に反映させるため，子どもの年齢及び心身の発達段階を踏まえながら，自らの夢や希望，生活環境等について意見を表明する機会の提供に努めるものとする。

(施策の展開)

主要事業 1 命の大切さを学ぶ機会の充実

子どもが、自分自身を大切にし、自己肯定感を高めるとともに、他者を大切にする心を育むきっかけづくりに取り組みます。

取組の内容	主な取組
命の尊さを感じる感受性や想像力を育む機会の充実に努めます。	・ 各種体験事業の実施等
小中学生に対して命の大切さを学ぶ機会の充実に努めます。	・ 乳幼児、妊婦等との触れ合い体験事業の実施
自らの意見を発言するとともに他者の意見を聴くことを学ぶ機会の提供に努めます。	・ 異年齢の子どもで構成する会議の設置運営
自己の成長を振り返り、将来を意識するきっかけづくりに取り組みます。	・ 学校と連携した関連事業の実施 ・ 子ども及び青年によって構成される団体活動の支援

主要事業 2 社会の一員としての意識を育む機会の充実

子どもが、社会の一員として自立する上で必要な社会体験活動の充実に取り組みます。

取組の内容	主な取組
家事や育児について、男性の積極的な係わりを推進します。	・ 高校生や大学生等に対する意識啓発の実施
社会の一員としての意識を育む取組を推進します。	・ 小中学生を対象とした職業体験事業の実施 ・ ノーマライゼーションの理解促進 ・ 地域社会の一員である意識を育む機会の提供

基本方向 4 社会全体で支える

基本施策 4-1 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進

(施策の概要)

ニーズ調査によれば、子育て環境の満足度（満足度 1（低い）から満足度 5（高い））において、「子育てを地域全体で支えている」ことについて満足度が低く、就学前児童を持つ保護者では 2.16 ポイント、小学校児童を持つ保護者においては 2.24 ポイントといずれも中間値の 3 ポイントを下まわっています。

子どもが健やかに成長できる環境とするためには、身近な場所である地域において、子どもの育ちや子育てを支える環境の実現が重要であり、安定的にその環境を維持するためにも、地域住民等の関わりが必要です。

そのため、環境の実現に向けて、全市及び地域における各拠点施設の整備とともに、これらのネットワーク化や、地域活動の担い手の拡大に向けた取組を重点的に推進します。

(施策展開の視点)

旭川市子ども条例において、本施策に関連する地域住民の役割として、次のとおり規定しています。施策の展開に当たり、地域住民がその役割を担うことができるよう考慮しながら個別事業を実施します。

第 6 条 地域住民の役割

- 1 地域住民は、地域が子どもの社会性を育む場であり、子どもが多様な経験をし、学ぶ上で重要な役割を担っていることを認識し、子どもが安心して遊び、学ぶことができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 地域住民は、子ども及び保護者との交流を通して、相互の信頼感を高めることができるよう努めるものとする。
- 3 青年は、その年齢及び教育環境から、子どもの良き理解者になり得ることを認識し、子ども同士の交流及び活動の促進に努めるものとする。

本施策は、少子化対策としても重要な取組です。

少子化対策として効果的に取り組んでいくためには、子どもや保護者にとって身近な地域において、その成長や子育てを支えられているという意識が感じられる環境とすることが必要であり、本施策において、その実現に向けた仕組みづくりを進めます。

(施策の展開)

主要事業 1 拠点施設を活用した全市的なネットワークの形成

全市的な拠点施設を整備し、市内各地域の拠点施設とのネットワークの形成を図りながら、子どもの育ちや子育てを重層的に支えていく環境づくりを進めます。

取組の内容	主な取組
相談支援の多様性及び専門性を図るため全市的な子育て支援の拠点施設を整備します。	・(仮称)総合子ども・教育センターの整備
子どもが集い、多様な活動ができる全市的な拠点施設を整備します。	・北彩都子ども活動センターの整備

主要事業 2 地域におけるネットワークの形成

地域における子どもの育ちや子育てを支える拠点施設を活用し、地域において、障害の有無に関わらず子どもの育ちや子育てを支える環境づくりを進めます。

取組の内容	主な取組
地域における拠点施設を整備します。	・地域子育て支援センター等の整備 ・児童館等の整備
地域における関係者との連携強化を図ります。	・民生児童委員、地域の青少年育成指導者との連携 ・民間による児童発達支援事業との連携
地域における子育て支援活動の充実に努めます。	・子育てサロン、育児サークルの活動支援 ・地域における拠点施設を活用した情報発信の充実

主要事業 3 地域活動の担い手の拡大

各種事業や全市的な拠点施設を活用し、地域活動の担い手の拡大を図ります。

取組の内容	主な取組
大人が子どもと関わる機会の充実を図り、子どもの育ちについての意識の向上を図ります。	・世代ごとの特性を踏まえた地域における大人と子どもが参加する事業等の支援 ・経済団体等各種団体と連携した取組の実施 ・各種講演会や研修事業の実施
関連事業の実施を通じ、地域活動の担い手の拡大に努めます。	・ファミリーサポートセンター事業の実施 ・緊急さぽねっと事業の実施 ・青少年育成指導者の養成 ・青少年団体の育成支援
全市的な拠点施設を活用し、各種市民活動との連携を図り、地域における活動につなげます。	・大学生等青年による地域における活動の支援

基本施策４－２ 事業者と連携した取組の推進

（施策の概要）

労働基本調査によれば、育児休業制度や育児等のため一度退職した者の再雇用制度の普及が徐々に進んでいる状況にありますが、平成２５年度調査において「従業員にとって子育てしやすい職場環境として、整備されている」を回答した割合が男性２２％、女性２５．４％にとどまっています。そのため、保育ニーズへの対応等の関連施策の推進とともに、子育てしやすい職場環境の実現に向けて、各種制度の充実を図ることが必要です。

また、事業者は、地域社会の一員として、子育て中の保護者や子どもと直接、関わる立場でもあるため、乳幼児連れの親子が外出しやすい環境づくりや、子どもの職業体験の受入など、子どもの育ちや子育て支援に大きな役割を担うことができます。

そのため、関連施策を効果的に推進するためにも、事業者と連携した取組を推進します。

（施策展開の視点）

旭川市子ども条例において、本施策に関連する事業者の役割として、次のとおり規定しています。施策の展開に当たり、事業者がその役割を担うことができるよう考慮しながら個別事業を実施します。

第８条 事業者の役割

事業者は、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることを認識し、その雇用する労働者の仕事と子育てとの両立が図られるよう必要な職場環境の整備に努めるものとする。

（施策の展開）

主要事業１ 男女がともに子育てできる職場環境の整備

事業者に対して、子育てに配慮した労働環境の整備に向けた制度の普及や意識の啓発に努め、仕事と子育ての両立を推進します。

取組の内容	主な取組
事業者に対して、各種制度の普及に努めるとともに、その取組を支援します。	・子育てに配慮した労働形態の啓発・啓発 ・子育てに配慮した労働環境に取り組んでいる事業者に対する優遇制度の実施及び拡充 ・妊娠中の従業員に対する健康管理の充実

主要事業２ 事業者と連携した取組の推進

事業者と連携し、子どもの育ちを支えるための各種体験事業の実施や、妊婦や乳幼児連れの親子が利用しやすい環境づくりを進めます。

取組の内容	主な取組
子ども向け各種体験事業等を実施します。	・子ども向け各種体験事業等の実施
利用者のニーズ等を把握しながら、妊婦や乳幼児連れ親子が外出しやすい環境づくりに向けた具体的な取組を進めます。	・授乳やおむつ替えスペースの提供 ・企業や店舗等と連携した子育て応援に関する取組

基本施策 4－3 社会全体の意識啓発

（施策の概要）

旭川市子ども条例は、子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現を目的としており、目的実現のための方向性として、大人が主体となった「環境づくり」と子どもが主体となった「子ども同士の交流、多様な経験、学び」を設けています。特に、大人が主体となった環境づくりにおいて、それぞれの役割を担うことができるよう、性別役割分担意識の解消など社会全体の意識啓発に係る取組が大切であり、そのために、必要な取組を推進します。

（施策展開の視点）

旭川市子ども条例において、本施策に関連する市の役割として、次のとおり規定しています。施策の展開に当たり、より効果的なものとなるよう考慮しながら個別事業を実施します。

第15条 広報及び啓発
1 市は、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進するため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
2 市は、この条例の内容及びこの条例の規定に基づく子どもが健やかに育つ環境づくりについて、子どもの理解を深めるよう努めるものとする。

（施策の展開）

主要事業 1 社会全体で子どもの育ちや子育てを支える意識の啓発

子どもの権利を社会全体で理解し、社会全体で子どもの健やかな成長を支える環境づくりを推進します。

取組の内容	主な取組
市民一人ひとりが、子どもの立場に立ち、子どものために望ましい環境となることを意識し、行動できる社会の実現に向けて取り組みます。	・「児童の権利に関する条約」について、学校における児童生徒への理解促進 ・「児童の権利に関する条約」について、大人の理解促進 ・子どもや子育て支援に係るフォーラム等の開催

主要事業 2 男女共同参画による子育ての促進

男女が協力して子育てを行うことの大切さを社会全体に啓発し、実現に向けて取り組みます。

取組の内容	主な取組
男性も育児休業等を利用しやすい職場環境づくりを推進します。	・各種セミナー等による企業等に対する意識啓発の実施
家事や育児について、男性の積極的な係わりを推進します。	・各種セミナー等による意識啓発の実施